

事務連絡
令和5年8月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和5年8月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和5年10月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 83点
- ロ 小白歯・前歯 52点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27点
- ロ 小白歯・前歯 15点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33点
- ロ 小白歯・前歯 21点

(ファイバーポスト)

- 1本につき 61点

M005 装着

1 歯冠修復物(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4点

2 仮着(1歯につき) 4点

3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8点

b 複雑なもの

22点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3点

b 複雑なもの

8点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6点

b 複雑なもの

17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,151点

(2) 4分の3冠

1,438点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの

372点

b 複雑なもの

688点

ロ 5分の4冠

866点

ハ 全部金属冠

1,089点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

253点

b 複雑なもの

504点

ロ 4分の3冠

622点

ハ 5分の4冠

622点

ニ 全部金属冠

780点

3 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの	24 点
b 複雑なもの	41 点
ロ 5分の4冠	53 点
ハ 全部金属冠	65 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	15 点
b 複雑なもの	30 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	37 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	37 点
ニ 全部金属冠	48 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	622 点
(2) 小臼歯	622 点
(3) 大臼歯	866 点
2 銀合金	
(1) 前歯	37 点
(2) 小臼歯	37 点
(3) 大臼歯	53 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	372 点
ロ 小臼歯・前歯	253 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	24 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	971 点
2 銀合金を用いた場合	105 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,254点

ロ 小臼歯 945点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 754点

ロ 小臼歯 945点

ハ 大臼歯 1,254点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯 (1 床につき)	37 点
M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,491 点
ロ 犬歯・小白歯	1,213 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	1,213 点
ロ 犬歯・小白歯	932 点
ハ 前歯 (切歯)	717 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,003 点
ロ 犬歯・小白歯	784 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	688 点
ロ 犬歯・小白歯	599 点
ハ 前歯 (切歯)	555 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤 (1 個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	712 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	550 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	278 点
(2) 犬歯・小白歯	299 点
(3) 大白歯	344 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料 (1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大白歯	688 点
ロ 小臼歯・前歯	504 点

(2) 銀合金

イ 大白歯	41 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,608 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>52 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,092 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,365 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>370 点</u> b 複雑なもの <u>684 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>866点</u>	ロ 5分の4冠	<u>861点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,089点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,083点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>253点</u>	a 単純なもの	<u>252点</u>
b 複雑なもの	<u>504点</u>	b 複雑なもの	<u>501点</u>
ロ 4分の3冠	<u>622点</u>	ロ 4分の3冠	<u>618点</u>
ハ 5分の4冠	<u>622点</u>	ハ 5分の4冠	<u>618点</u>
ニ 全部金属冠	<u>780点</u>	ニ 全部金属冠	<u>775点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>24点</u>	a 単純なもの	<u>23点</u>
b 複雑なもの	<u>41点</u>	b 複雑なもの	<u>40点</u>
ロ 5分の4冠	<u>53点</u>	ロ 5分の4冠	<u>51点</u>
ハ 全部金属冠	<u>65点</u>	ハ 全部金属冠	<u>63点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>15点</u>	a 単純なもの	<u>14点</u>
b (略)		b (略)	
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ニ 全部金属冠	<u>48点</u>	ニ 全部金属冠	<u>46点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>622点</u>	(1) 前歯	<u>618点</u>
(2) 小臼歯	<u>622点</u>	(2) 小臼歯	<u>618点</u>

(3) 大白歯	866 点	(3) 大白歯	861 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	37 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	37 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大白歯	53 点	(3) 大白歯	51 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	372 点	イ 大白歯	370 点
ロ 小臼歯・前歯	253 点	ロ 小臼歯・前歯	252 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	24 点	イ 大白歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	971 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	966 点
2 銀合金を用いた場合	105 点	2 銀合金を用いた場合	102 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	1,254 点	イ 大白歯	1,247 点
ロ 小臼歯	945 点	ロ 小臼歯	939 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	52 点	大白歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	754 点	イ 前歯	749 点
ロ 小臼歯	945 点	ロ 小臼歯	939 点
ハ 大白歯	1,254 点	ハ 大白歯	1,247 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>67 点</u>	イ 前歯	<u>65 点</u>
ロ 小臼歯	<u>67 点</u>	ロ 小臼歯	<u>65 点</u>
ハ 大臼歯	<u>67 点</u>	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,491 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,415 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,213 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,151 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,213 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,151 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>932 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>884 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>681 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,003 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>997 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>784 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>688 点</u>	イ 大臼歯	<u>684 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>599 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>595 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>552 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>712 点</u>	(1) 双子鉤	<u>676 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>523 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>278 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>299 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>344 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>41 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>276 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>298 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>342 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>684 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>501 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,598 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第一条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>経皮的血栓除去用</u></p> <p>ア 標準型 34,000円</p> <p>イ 破碎吸引型 448,000円</p> <p>④ (略)</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>134～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>中枢端可動型</u> 1,490,000円</p> <p>③ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>147～224 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>経皮的血栓除去用</u> 34,000円</p> <p>④ (略)</p> <p>(10)～(22) (略)</p> <p>134～145 (略)</p> <p>146 大動脈用ステントグラフト</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>147～224 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>

第二条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～063 (略)</p>

064 脊椎固定用材料 (1)~(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き <u>97,900円</u> (6)~(11) (略)	064 脊椎固定用材料 (1)~(4) (略) (5) 脊椎スクリュー (可動型) ① (略) ② 横穴付き <u>101,000円</u> (6)~(11) (略)
065~111 (略)	065~111 (略)
112 ベースメーカー (1)~(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リーダー一体型) <u>1,070,000円</u> (5)~(7) (略)	112 ベースメーカー (1)~(3) (略) (4) デュアルチャンバ (リーダー一体型) <u>1,170,000円</u> (5)~(7) (略)
113~224 (略)	113~224 (略)
Ⅲ~Ⅸ (略)	Ⅲ~Ⅸ (略)

附 則

この告示は、令和五年九月一日から適用する。ただし、第二条の規定は同年十一月一日から適用する。